はどう区別するのと。これはおとうさん、おかあさん、あいうえおの「お」です。おじさん、おばさん、おにいちゃん、おねえちゃんの「お」です。名詞。つまり、基本的に1年生では名詞で間に合います。名詞に使うときには「お」と書くのよと。だけど、「なになにを」というときの、「ぼくをにいちゃんが泣かした」とか「おかあさんを捜しているの」とか、これは単語カードと思ってください。おかあさんを捜しているときのくっつきは「を」と書くのよということをきちっと教えていけば、子どもはすかっと勉強できるのです。

この30%削減で、学力低下、学力低下といわれますが、きちっとしたものを勉強する、私は先生たちに教育委員会さんはきちっと勉強をさせていくチャンスをつくってほしいと思うんです。

私たちは、こんな勉強をするときに、「おまえは日教組やっけんそげんことばっかり言うて、教科書どおり勉強せん」とか言われましたけれども、こんな研究をやってきている先生たちもいるんですからね。そういうことを今後、もうけんかはしませんが、仲よくしていきますが、そういう勉強の研究会を先生方にたくさんさせていただいて、グループティームティーチングもありましょうが、もっともっと個人の先生が力をつけることを頑張ってください。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議長(鳥居直記君) 次は、14番毎熊政直議員。 〔毎熊政直君登壇〕

14番(毎熊政直君) おはようございます。 自由民主党の毎熊政直でございます。

質問通告に基づきまして、順次、質問いたしま すので、市長並びに関係理事者の明快なご答弁を 求めるものでございます。

まず初めに、1点目の質問通告、組織機構の改革について質問いたします。

職員の集合体である部や課の役割や使命が明確にされていない現状と職員一人ひとりの仕事に対する目標が不明確であるとの思いから、お尋ねをいたします。

今の市役所の組織は、多様な市民ニーズや行政 課題に的確に対応した効率的な執行体制の確立を 図るためということで、長崎市事務分掌条例の一 部を改正する条例を平成11年の12月議会に提案し、 平成12年4月から組織機構の再編整備が行われ、現在に至っております。この長崎市事務分掌条例を見てみますと、秘書に関すること、総合計画に関すること、市民生活に関すること、観光に関すること、港湾に関することなど、やたら「何々に関すること」という記述ばかりであり、古めかしい上に、役所的な言葉で書かれている条例といった感があります。なぜ部の目標と使命をはっきり記載しないのか、不思議でなりません。これでは目標達成のための戦略が練り上げられるはずもなく、仕事に対する目標が不明確となり、やる気ある職員の士気が高まるはずもありません。

そこで、一例を申し上げますと、財政部では、「予算その他財務に関すること」ということで、破綻しようがしまいが、財務に関することをやっていればいいでは困るので、例えば「財政を破綻から守り、健全な財政運営を確保すること」などとした方が意味があることですし、市民の皆様にも理解してもらいやすいと思います。

さらに申すならば、昨年策定した長崎市第三次 総合計画に示されている目標を実現するために、 どのような方向性を目指しているのかということ が事務分掌条例の中に積極的にうたい上げられて もよいのではないかと思います。

私は常々、市民のために役に立つところ、すな わち文字通りの市役所づくりは、最小の組織で最 大のサービスを提供できるところでなければなら ないと考えております。そのためには、政策が目 指す達成度や成果を客観的に測定する政策評価シ ステムというものを行政経営の基本システムに位 置づけ、有効活用するとともに、その数値化され た評価指標を常に念頭に置きながら、目標遂行の ための次のステップへの事業の改善、企画につな げていく職員の意識改革の実践を車の両輪として 推進する。そして、課題に対して迅速かつ柔軟に 対応できる組織が必要だと考えます。組織は戦略 に依存するという言葉があります。現在の組織体 制が長崎市の都市経営の基本ともいうべき総合計 画の達成に向けた具体的な戦略に基づく執行体制 になっているか、大いに疑問が残ります。

そこで、目まぐるしい社会環境の変化に対応で きる組織改革と部の目標や使命をはっきり記載し た組織と任務に関する条例を制定するお考えはな いか、お尋ねします。

さらに、組織機構の改革に当たっての基本的な 方針と再編整備の実施時期をお尋ねします。

次に、教育行政について質問いたします。

これからの教育のあり方は、子ども一人ひとりの個性を尊重し、ゆとりの中でみずから学び、みずから考える力や豊かな人間性などの生きる力をはぐくむことが必要であり、学校、家庭、地域の連携協力のもと、各学校や各地域において、それぞれの特色を生かした創意工夫のある教育活動を展開していくことは論をまたないところであります。

本年4月から完全学校週5日制の実施、新しい学習指導要領もスタートいたしました。総合的な学習の時間の創設、体験的な学習やコンピュータやインターネットなどの情報教育の充実、選択学習の幅の一層の拡大など、学習の素材を子どもたちが生まれ育った地域社会に求められてもおります。

このような全国的な傾向の中で、他都市においては、学校施設を地域コミュニティの場として活用するなど、既にさまざまな試みが始まっております。長崎は長崎らしい教育のあり方、子どもたちが長崎に誇りを持てる教育のあり様、開かれた学校づくり、家庭教育支援を進めるべきと思います。

さらに、初等教育の時期には、身近な地域といいますか、みずからが生活している地域コミュニティに対する知識の積み重ねも重要なことだと思います。

そこで、教育委員会として、教育上の諸課題を どのように分析され、学校として努力すべきこと、 家庭で努力してもらいたいこと、地域が連携して 取り組んでもらいたいことを既にご検討しておら れるのか、それぞれお示しください。

また、既に検討されているということであれば、 その実現のために、どのようなステップを踏んで いくおつもりなのか、あわせてお示しください。

最後に、緑の基本計画の推進について質問いた します。

長崎市は約7割が斜面地といった地形的制約により、斜面市街地における人口の空洞化や高齢化、斜面緑地の減少、都市公園等の整備不足、公園施

設の老朽化など、早急に解決しなければならない 諸課題を抱えています。これらの課題を整理し、 美しい景観や豊かな自然環境を守り、健康的で安 心して暮らせるために、将来における長崎市の緑 のあるべき姿を描き、その実現のための施策を総 合的にまとめた緑の基本計画を昨年の10月に策定 されたことは、一定評価いたします。

緑を守る、つくる、育てる、そしてみんなの力を集めるという基本方針に基づく施策の実施を期待しているところですが、緑の基本計画を実現するための施策の柱と目標値をお示し願いたい。

次に、歴史ある巨木や名木の保全を進めるには、総合的で長期的な管理が必要であります。方針変更による不統一な管理は、良好な名木に悪影響を与えるものです。そのような名のある樹木に対しては、長期的な見通しによる管理、工作物としてではなく、生き物としての育成が必要であると思います。また、そのような歴史ある巨木と歴史文化資源をまとめた緑のガイドブックも必要であると考えます。

さらに、一般市民ボランティアによる森林の整備や緑化の推進活動の実施者に対して交付金を交付するなど、緑化助成事業の充実を図る必要があります。

また、公園、道路などの公共施設には、それに ふさわしい実が上がるような魅力ある樹木や花壇 の整備あるいは緑あふれるまちづくりを進めるに は、短絡的もしくは脈絡のない植栽というものは 厳に慎しまなければなりません。ここにも緑の観点から目標設定に沿った事業の展開が求められる わけで、長崎の緑のグランドデザインに合致した 植栽、都市の表情ともなり得る植栽が求められて いると考えております。

今、申し上げたのはほんの一例ですが、長崎市 緑の基本計画が絵にかいたもちとならないよう、 今後、どのように推進されるのか、具体的な事業 展開をお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

= (降壇)=

議長(鳥居直記君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長 (伊藤一長君) 毎熊政直議員のご質問にお答えをいたします。

まず、組織機構の改革の件についてでございますが、社会経済情勢の変化は、近年ますます激しく、かつ不透明になってきており、市民のニーズあるいは価値観についても複雑化、多様化、専門化している状況にあります。これまで全国的に画一的な対応を行ってきた施策・事業につきましても、これからは市民ニーズを的確にとらえて、最も効率的で効果的な施策・事業を選択し、市民が満足する多様なサービスを提供していく必要があるわけであります。

また、全国的に市町村合併が進み、地方自治体の規模や能力が大きくなる中で、国から地方への権限移譲がさらに進むことが想定をされ、これらの地方分権が進展することによって、地方自治体は、今後、それぞれが抱える政策課題に対して、自己決定、自己責任の原則のもと、迅速かつ的確に対応していくことを求められてくるわけであります。

長崎市といたしましても、これらの社会情勢を踏まえて行政改革を推進し、より簡素で効率的な執行体制を確保しながら、縦割り行政を打破して政策課題別に機能的で横断的な取り組みができる組織を構築していく必要があろうかと思います。

毎熊議員お尋ねの事務分掌条例に組織の使命あ るいは目標を記載してはいかがかというご提案で ございますが、地方分権社会におきましては、委 ねられた権限を生かして、いかにして豊かな地域 社会を創造していくかが問われることになるため に、議員ご指摘のように、組織の使命あるいは目 標を明確にし、職員は常にそのことを念頭に置い て仕事を進めることが重要であると考えます。た だ、事務分掌条例は、あくまでも地方自治法の規 定に基づきまして、市町村長の権限に属する事務 を分掌するために、条例で必要な部課を設けるこ とができることから制定しているものでありまし て、他都市においても、おおむね部課の名称と分 掌する事務の内容を規定することにとどまり、そ れぞれの部課の業務内容・形態もさまざまなこと から、その中に、議員ご指摘のような理念的な組 織の使命あるいは目標を盛り込むことは、技術的 にも、また、変化の著しい社会情勢からいっても 大変難しい作業になるのではなかろうかというふ うに考えているところであります。

私は、議員ご指摘の組織の使命あるいは目標は、むしろ総合計画における長崎市が達成すべき目標あるいは各部局が取り組むべき政策課題とその解決のための具体的な施策・事業の中に着実に反映されるべきものと考えているところであります。そして、その理念を現在推進しております政策評価システムや人材育成推進策においても生かしていきたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解を賜りますように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、組織改正についての基本的な考え方と実施の時期についてでございますが、長崎市のこれまでの組織改正としては、地方分権時代における新たな政策課題に対応するために、これまで福祉と保健の連携を強化するための福祉保健部の設置や総合的な環境行政に取り組むための環境部の設置あるいは地域経済の活性化に向けた商工観光行政の積極的な展開を図るための商工部と観光部の設置、総合的な都市整備等を進めるために技術部門を再編しての土木建築部あるいは都市建設部の設置等を行ってきたところであります。

また、各部局にまたがる横断的な政策課題に対応するために、課題に関係する複数の所属から職員を選抜して対応するプロジェクトチームの活用を図っているところであります。しかしながら、時代の変化の速度はますます加速することが想定され、これまで以上にさまざまな政策課題に迅速かつ的確に対応するためには、明確な都市経営のビジョンを持って計画的な行政運営を行っていく必要があります。

本市では、平成12年度に「活力と潤いにあふれ、歴史がいきづく交流拠点都市・長崎」を都市像とする新たな基本構想を策定し、あわせて平成13年度から17年度までの5カ年間を計画期間とする基本計画を策定しておりますが、その着実な推進のためには、これまで以上の効率的な執行体制と安定した財政基盤の確立が必要であります。行政改革大綱、財政構造改革プランを策定して、全庁的に一丸となって取り組んでいるところであります。

そこで、人的側面においても、時代の変化を予測し、政策課題をいち早くとらえ、これに対応するために幅広い視野と情報収集能力を備え、政策立案、形成能力を持った職員の育成に力を入れる

必要があり、職員研修等による人材育成にも積極 的に取り組んでいきたいと考えております。

また、組織改革については、今後、各部局の業務について、再度、点検・評価を行いながら、地方分権時代にふさわしい課題解決型の機能的な最善の組織を検討するとともに、見直しの時期につきましても、その検討状況を踏まえながら、総合的に判断していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思い ます。

他の項目につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思います。 = (降壇) = 教育長(梁瀬忠男君) 教育行政についてお答えいたします。

1点目の完全学校週5日制における総合的な学習の時間の取り組みの状況についてでございますが、子どもの学習に対する関心や意欲を高め、主体的に課題解決をする力を育成するとともに、豊かな感性や判断力・自律心等の道徳性を高め、自分のよさや成長を確認できるようにすることを目指しているものであります。

このような中、特に総合的な学習の時間の創設の趣旨を踏まえまして、各学校におきましても、総合的な学習の時間のねらいや内容について認識を深めたり、授業研究を通して指導のあり方を明らかにしたりしてきてまいりました。授業実践を行う前提として、ほとんどの学校が地域の実態や保護者、地域住民の方々の思いを把握するためアンケート調査を実施したり、子どもたちにとって有効な教材や活動の選定、また、家庭、地域との連携に活用しております。

具体的な取り組みといたしましては、環境、福祉健康、国際理解、情報などの今日的な課題や地域を取り上げた学習、長崎の特色を生かした平和学習や伝統文化に関する学習等、多岐にわたる内容を取り上げ、子どもたちの課題を大切にしながら、見学や調査、さまざまな人々との交流、栽培活動や製作等、各学校の特性を生かした体験的な活動を積極的に位置づけております。特に人的な環境につきましては、多くの学校が主体的に整備を進め、保護者、地域の方々を初めとして、高齢者や障害のある方、幼児等との交流を通した学習

が活発に行われております。

このような活動の中で、生き生きと主体的に学習に取り組む児童生徒の姿や総合的な学習の時間の取り組みを歓迎する地域の方々の声が数多く報告をされているところでございます。しかし、総合的な学習の時間が定着するまでには、解決しなければならない課題もあることも認識をいたしております。特に総合的な学習の時間が単なる活動で終わるのではなく、子どもたちにとって教科等で学んだ知識や技能が総合的に発揮できる学びの場として充実させることが重要課題だと受けとめております。そのため、これまでの実践に加え、活動のねらいや活動を通して学習できる内容を明確にするとともに、子どもたちに達成感や成就感を持たせるための評価方法、研究会や研修会を通して指導の徹底を図っているところでございます。

また、総合的な学習の時間が主に地域に根差した教育活動になることを踏まえまして、保護者や地域の方々との連携をさらに深める必要があると考えております。

本年3月に市立小中学校のすべての保護者に配布をいたしましたパンフレットにおいても、総合的な学習の時間の取り組みについて取り上げ、その周知にも努めたところでございます。

今後も保護者との協力体制の確立、地域の方々のゲストティーチャーとしての招聘等、各学校が積極的に働きかけるよう継続的に指導していく所存でございます。総合的な学習の時間は、今回の教育課程改訂における重要な柱だと考えております。

したがいまして、市教育委員会といたしまして は、総合的な学習の時間の活動を通して、子ども 一人ひとりに確かな学力と豊かな心がはぐくまれ るよう取り組み状況を十分把握しながら、それぞ れの学校への指導と支援に努めてまいりたいと考 えております。

次に、2点目の学校、家庭、地域の役割についてでございますが、とりわけ本年度から実施された完全学校週5日制におきましては、その重要性がますます高まってくるものと受けとめております。

具体的な連携のあり方といたしましては、まず、 それぞれの教育力を高めることが必要であり、そ の基盤の上に立って、情報連携や行動連携等、具体的な方法を模索し確立していくことが大切であると考えております。

学校教育におきましては、先ほど申しましたが、 新しい学習指導要領のもとで、子どもたちがじっ くり学ぶことを通して、基礎・基本の確実な定着 を図り、みずから学び、みずから考える力を育成 することが必要だと考えております。

次に、家庭教育におきましては、社会で生活していく上で大切なことを家庭の触れ合いを通してきちんと身につけさせることが大変重要であると考えております。教育の原点は家庭であるという考えに立ち、教育委員会といたしましても、家庭教育の学習機会の拡充を図るために、幼稚園児、小学生、中学生の保護者を対象に、市内全公民館で家庭教育に関する講座を開催したりしております。また、就学前の子どもを持つ保護者を対象とした「長崎あったか子育て講座」を長崎市内すべての小学校56校において開催をいたしております。

そのほかに、家庭教育手帳や家庭教育ノートを 保護者に配布し、各種研修会等で活用して、家庭 教育の大切さを呼びかけてもおります。

また、明るい家庭づくりを推進するため、さらに家庭教育に関するPTAの会合や家庭教育に関する研修会に参加できない保護者のために、啓発用のチラシ「大好き!あったか家族」を作成し、保護者に配布をいたしております。あらゆる機会を設け、家庭教育が重要であるという認識の高揚を図りながら、今後とも家庭教育の充実に努めてまいります。

次に、地域におきましては、子どもたちにさまざまな活動の機会や場を提供したり、指導者やボランティアとして積極的に子どもたちとかかわりながら地域ぐるみで子どもを育てていくという意識の高揚が大切であると思います。「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に活動をしていただいている各青少年育成協議会に対しましても、各種の研修会を開催いたしております。また、会議や地域の行事にも出席をし、指導・協議を行うなど、各方面にわたって活動を支援しているところでもございます。今後とも、地域の教育力の向上に努めてまいります。

さらに、完全学校週5日制の効果的な推進のため、平成13年度末までに市内のすべての小学校区に学校が事務局となる学校週5日制推進会議を設置させていただきました。ここでは、学校、家庭、地域社会におけるそれぞれの役割と連携のあり方を協議し、教育環境改善並びに体験活動の企画及びその推進を図るものであります。

今後とも、家庭、学校、地域の役割とともに、 連携が一層深まり、子どもたちの健やかな成長が 図られるよう努めてまいりたいと考えております。 以上でございます。

都市建設部長(坂本昭雄君) 緑の基本計画についてお答えをいたします。

長崎市緑の基本計画につきましては、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的とし、長崎市第三次総合計画の中に位置づけられ、都市計画マスタープランや環境基本計画、地域防災計画等の関連計画と調整しながら、平成12年度から平成13年度の2カ年にわたって作業を行い、昨年10月1日に策定し、広く市民に公表したところでございます。

本計画では、「歴史とみどりと海が暮らしに活きる長崎の都市(まち)」を基本理念といたしまして、基本方針として「みんなの力を集めて、長崎の緑をまもり、つくり、育てる」といった4つの方針を掲げております。

議員ご指摘の計画を実現するための施策の柱といたしましては、8つの施策がございます。1つ、暮らしを守る緑の保全、2つ、緑と一体となった歴史的風土の保全、3つ、暮らしに息づく身近な公園づくり、4つ、歴史・文化・自然とふれあう緑の拠点づくり、5つ、歩くことの楽しい水と緑の回廊づくり、6つ、市民・企業・行政のパートナーシップによる緑の取り組みの充実、8つ、緑文化の普及、以上、8つの施策を掲げ、関係部局との連携を図りながら本計画を推進しているところでございます。

次に、緑地の保全及び緑化の目標といたしましては、3つの目標を掲げております。1つ、都市の骨格となる現状の緑を基本的に保全していきます。2つ、市民の暮らしやすい居住環境を目指し、

市民・企業・行政が一体となって緑に関する事業を推進していきます。3つ、緑の拠点となる都市公園等の面積を1人当たり10平方メートルといたします。以上、3つの目標を掲げているところでございます。

また、事業の展開といたしましては、本計画の中で緑化の推進を重点的に図る地区の設定を行っております。この地区は、緑豊かなまちづくりの先導的な地区として、国庫補助事業の導入や面的市街地整備などの関連する事業と連携し、効率的な事業の推進を図ることとしており、この抽出方法といたしましては、まちの顔となるような地区、都市公園等が少ない地区、防災上から市街地の緑化が特に必要な地区、効率性の高い地区といった4つの視点から総合的に検討し、大浦地区の約220ヘクタール及び中島川周辺地区の250ヘクタールの2地区を設定し、各種事業の推進を図っているところでございます。

次に、街路樹の維持管理等につきましては、現在、国・県・市の関係者で構成する花のあるまちづくり推進連絡協議会を平成11年9月に設置し、管理の一元化について協議を進めているところでございますが、管理の範囲あるいは管理瑕疵の問題、予算等の問題がございまして、協議が調っておりません。国・県におきましても、この街路樹の一元化につきましては、その必要性は十分認識されているところでございますので、今後とも、関係機関と十分な協議を進めてまいりたいと考えております。

一方、樹木の保全につきましては、都市の美観 風致を維持するためにも必要と考えておりますの で、行政提案型の塾として、平成13年度に長崎伝 習所の中に、長崎源木発見塾を発足して、市内に 生存する巨木の現況調査を行い、今年度、ホーム ページやマップ等を作成し、市民や観光客に情報 発信を行うよう考えているところでございます。

以上でございます。

14番 (毎熊政直君 ) それぞれご答弁ありがとう ございました。

そこで、改めてご質問をさせていただきますけれども、まず、組織機構の改革についてであります。今、なぜ私はきょう、長崎市事務分掌条例の記述から入ったかということをご理解を願うため

に、ちょっと再質問をさせていただきます。この 長崎市事務分掌条例の中に、先ほど本壇で話しま したように、要するに、目的や目標が全く記載さ れていない。そして、今からまさに各所管、各部 局、いろんな意味で目標と目的を持って行政を遂 行していただきたいという思いから、あえてこの 長崎市事務分掌条例から入らせていただいたわけ です。

今から先、要するに、今現在でも、今の機構でも、先ほど市長がおっしゃいましたように、社会環境の目まぐるしい変化の中でとおっしゃいましたけれども、この長崎市事務分掌条例などは昭和38年につくってあるんです。文言はそのままなんですよ。だから、組織の根幹であるこの事務分掌条例からまず見直して、職員の皆さん、そして市民の皆さんに、長崎市はこういう目的、目標を持って、こういう形で仕事をなし遂げていきます、都市経営を行っていきますというものを、まず原点として示していただきたいという思いで、この事務分掌条例のことを言ったわけです。

記述がどうのこうのと、これが大きく影響すると私は考えてはいないんですけれども、しかし、これをまず原点から変えていって意識を変えていくという、その気持ちのあらわれが、この事務分掌条例の改定からくるのではないかという思いで、この事務分掌条例を言わせていただいたわけでございます。

そして、今、それぞれ見直しを図っていくとおっしゃいましたけれども、今現在でも、さまざまな問題点があると思います。これは私なりの判断ですけれども、今の組織の中で、例えば環境保全課においては、水質汚濁防止法や大気汚染防止法に基づき東工場等の一般廃棄物処理施設の検査を行っているが、いわば監視と指導を行う課と、それをまた監視される課が同じ部局にあるということは、チェックアンドバランスの視点から見た場合、非常に好ましくないんではないか。内輪同士で監視し、内輪同士で指導しているということでは、本当の監視、指導ができないんではないかという気がします。

そして、福祉保健部、福祉と保健の連携といい ながら、高齢者すこやか支援課など一部では連携 がなされているところもあると思いますが、多く は旧来の福祉と保健といった感じで、一つになったメリットが余り見えない。

また、昨今、重要な行政課題が山積する中で、 1人の部長が抱える業務として福祉保健部は大き 過ぎはしないかという感もあります。

そしてまた、技術部の再編を見てみますと、市 民の目から見ても分かりづらい組織になっておる。 異なった職種が融合された組織がつくられている ので、互いが刺激し合い、切磋琢磨する部分もあ るでしょうけれども、一方で事業の推進に戸惑い 等を生じてスムーズにいっていない面もあるので はないですか。

まず、現在の組織のこういうずれというものを 今、どのようにとらえておられるか、ご答弁をお 願い申し上げます。

総務部長 (岡田愼二君) 組織の問題でお答えを いたしますが、まず、事務分掌条例との関係でご ざいます。

確かに、私も改めて事務分掌条例を見てみますと、何と申しますか、味もそっけもないというご指摘ですね、私もそのように確かに思っております。実は、個々の条例自体は、地方自治法の158条第7項ということから、市町村長が部課について条例により決めていくという一つの決まりがございまして、個々の条例の立て方、内容については、従来からそういう形だけをとられてここに載せているということでございますので、今いろいろ言われた各組織の使命とか、あるいは目標ということについては、確かにこの中ではわかりません。それは私もそのとおりだというように思います。

そういう意味では、私どももこの条例をもとに、 そのほかに根拠といたしまして、あとは組織規則 というものを市長の決裁でつくっておるわけです けれども、この中では、課が出てき、それから係 が出てくるということがございまして、そこらで 見ますと、参考までに申し上げますと、今現在、 部が28ございまして、これに相当する福祉事務所 とか、あるいは外局で部相当の組織が10あります ので、全体で38、それから課が全体で169という 形で、これは毎年動いているわけですけれども、 特に条例事項でございます部以外についてはです ね。そういう中で、毎年、私どもでヒアリングを しながら、柔軟な組織と簡素効率化を求めていくということでございますけれども、また一方では、いろんな変化の中で、やはり仕事がしやすい組織にするということとあわせて、そこに配置された職員がいかにはつらつとして動けるかということが必要だというふうに思っておりますが、そのためにも、やはり使命感とか、そういうものをどういうふうに職員に位置づけていくかということについて、私も非常に重要なことだというふうに思っております。

そこで、今回、環境保全あるいは福祉と保健の関係、それから技術部門のことでいろいろご指摘がございました。これは過去にもほかの議員さんからもご指摘をいろいろいただいておりまして、問題点として、私どもも十分認識をいたしております。今回の組織の見直しの中では、そういうことも含めて十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、今回、私もこの条例を改めて見まして、ここの中ではいろんなことを使命感とか基本理念を盛り込むことは非常に難しいということは、先ほど市長が申し上げましたけれども、組織全体を条例あるいは規則も含めて、全庁的に今回少し見直しをいたしまして、今言われた部分も組織ごとにどのような目標、使命感、基本理念が必要とされているか、あるいは再確認の意味も含めて、私どもとしては、今回の組織の見直しを契機に、そこらあたりも十分検討をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

14番(毎熊政直君) もう一点、総務部長にお尋ねします。

先ほど市長の答弁の中で、もうこれは古くから 言い尽くされた言葉、縦割り行政、この弊害とい うことをさっき市長も触れられましたけれども、 横断的な、全庁的なというような、今の行政のあ り方です。これが私は一番大切なことであるし、 本当に目的意識、目標意識を持ったならば、全庁 的に、横断的に、この行政府の皆さんが持ってい る力をいかに総合的に束ねるかということが一番 大切なことだと考えております。

そういう意味で、まさに企画部になるのか、総 務部になるのか、今の事務分掌条例の中にできれ ばうたってほしいんですけれども、その企画部の 中か総務部の中に、全庁的な行政力の連携を図る 課なり部なり、そういうものを推進する課なり係 なりをつくられるお考えはないか、お尋ねします。 総務部長(岡田愼二君) 縦割りというお話がご ざいました。実は、私どもも常に過去からも役所 の仕事の中で、いわゆるお役所仕事ということで 縦割りの問題は非常に従来からご指摘を受けまし て、常に私どもは仕事を進めていく上での問題あ るいは組織を見直す上でも、非常にこのことにつ いては十分意を用いていかなければいけない問題 だというように考えております。

機能的で横断的な取り組みということにつきましては、その最たるものとして、これは平成3年に現在の企画部ができたわけですけれども、ここの中では、特に企画部の総合企画室につきましては、いわゆるスタッフ制と申しますか、課係を置かずにそれぞれのスタッフが柔軟にお互いに機能しながら動いていくという組織にしておりますけれども、このほかにも必ずしも課とか係が必要でないところは、私どもはできるだけ柔軟な形で横断的な動きができるように努力をしていきたいというふうに思っております。

14番(毎熊政直君) 質問のポイントの部分がちょっとお答えしてもらえなかったように感じましたけれども、要するに、従来の組織の中で縦割り行政というのは、もう古くから言い尽くされてきたことだと思います。ぜひ目的、使命、理念を明確にして、お互いの、全庁的にそれぞれ知識を出し合って、行動をともにすれば、もっとすばらしい長崎市の行政力が出てくると思います。ぜひ職員の皆様方のそういう自分のテリトリー、自分の城だけ守ろうと、自分に火の粉さえ振りかかってこなければいいという意識を捨てていただいて、そして市民のために、持っている能力、すばらしい能力を持った方ばかりです。この皆さんのお力をぜひ結集していただいて、長崎市の行政力を上げていただきたいと切に願います。

それでは、次に、教育行政について再質問をさ せていただきます。

今、教育長からご答弁をいただきましたけれど も、完全学校週5日制、総合的な学習、いろんな もののご答弁をいただきましたけれども、どうも 私が自席で聞かせていただいていたら、マニュア ルを従来どおり読んでおられるなという感しかご ざいません。

きょう本壇でお尋ねしたのは、教育委員会がこれだけ、今、完全学校週5日制になって、今まさに総合的な学習とか、いろんな教育を見直そうというこの風潮が出てきたときに、そして、ましてや21世紀の教育が最たる重要課題だということは、私が申すまでもなく、国民全体が考えていることだと思います。

そういう中で、なぜ私は学校、地域、家庭と申 し上げたかといいますと、例えば推進協議会の中 で、本当に長崎らしい教育のあり方ということを 今後示していこうというお考えがあるのであれば、 端的に言えば、各小学校の地区ごとにその小学校 校区の教育に関して抱えている課題、現状という ものをつぶさに、例えば都心部は都心部なりの悩 みがあるでしょう、郊外は郊外なりの悩みがある でしょう、団地の中、ああいう中でも悩みは悩み であるでしょう。そういうものを全部この1年間 かけて把握をしていって、そして長崎市の今の教 育課題、現実に子どもたちとか家庭とか地域がど ういう問題、課題に悩んでいるのか、それをこの 1年間かけて把握していただきたいがために、こ ういう質問をしたわけなんです。そういうお考え があるかどうか。

先ほどの答弁を聞いておっても、それぞれ分析をされているようなご答弁には聞こえませんでしたので、まず課題をこの1年間で拾い出して、そして長崎市の教育ということを打ち出すならば、そういうおつもり、お考えがあるかどうか、改めて教育長にお尋ねをしたいと思います。

教育長(梁瀬忠男君) 今ご指摘を受けましたが、確かに大変な教育改革のときでございます。そして、このことにつきましては、学校、家庭、地域の役割というものも先ほど申し述べさせていただきましたが、それぞれが本当に国民的課題として、このことを真剣に受けとめないとどうもならないような世の中といったら何ですが、子どもたちの状況を見ての世の中であろうかと思います。そういうときの改革でありますので、まずいろんないいと思うことにつきましての私たちの取り組み、そして地域の方々、家庭の方々についても、まずしっかりした思いといいましょうか、教育改革の

趣旨を理解していただく、こういった部分が大変 必要なことであろうと思います。それを受け持つ 私たち教育委員会、そして学校教育を取り持つ教 師の責任、使命というのは大変な時期にあると思 います。

私どもは、そういった認識に立ちまして、学校 週5日制の推進会議につきましても、地域、家庭 連携の行政の取り組みの一つの形としてつくらせ ていただきました。その中で、いろいろ今ご指摘 を受けたような地域の課題、それからどういうこ とが問題であるのか、そして、どのように進めて いったが子どもたちの健全に寄与するのかと、こ ういったことも、その中でも十分論議をいただき、 そしていろんな地域の方向性だとか、こういった ことも見出していただけたら大変ありがたいし、 そのような方向にも進めていきたいというふうな 考えでおりますので、今後とも多くのいろんなご 意見、それから課題、指摘等をいただきながら、 私は一緒になってこの長崎の課題も解決していけ たらなというふうに思っております。

以上でございます。

14番(毎熊政直君) 今の再質問に対しても、また従来どおりのお答えをいただいたと思います。

教育長、今いろんなご意見をいただくとか、そういう意見の集約とか何とか、皆さん全部、すばらしい頭脳の持ち主の方ばかりです、教育委員会は。だから、そういう課題とか、皆さんがどうおっしゃるか、市民の方がどういう問題点を持っておられるかということよりも、どう応えればいいかということは非常にたけておられます。しかし、自分たちが一歩足を踏み込んで、こう変えていこうというその行動力というのが見えないんです。教育委員会が指導力と推進力をいかに発揮するのか、それを私は示していただきたいと、今お尋ねをしているわけです。

だから、先ほど各地域において、例えば完全学校週5日制の推進協議会の皆様方にも、学校評議員でも一緒なんですよ。あて職でしょう、あれは。本当に地域の教育力を向上させること、そして地域をいかにして教育力を上げていくか、そういうことを考えておられる人材を集めて、そして推進協議会等で、先ほど話すように、地域の持っている課題と、そして、その地域の子どもたち、そし

て安全、すべてを含めて協議をして、私は長崎らしい教育姿勢を出してほしいと思うんですよ。そうすれば全部課題を一つひとつつぶさに各学校校区別に拾い上げていけば、長崎の今現在の傾向はわかるでしょう。本当の本音を聞き出していけば。そして長崎の課題をつくり上げて、それをどう解決していくか、実現していくか。それに一歩足を踏み入れていただきたいという思いから、今質問をさせていただいたわけです。

どうですか、長崎の今の教育上の課題というものを再度お尋ねしますけれども、拾い出してみようというご意思があられるか、お答えを求めます。教育長(梁瀬忠男君) 課題のいろいろな分析、それから拾い上げ、アンケート等とか、いろいろ対応もいたしておりますし、ただ、今回の改革が、これは移行措置の期間は2年ありましたが、大変急激な改革でありました。

したがいまして、そこで示されたことに対して、 誠実、忠実といいましょうか、これを取り組むこ とに全力を挙げているような状況にもございます。 その一方で、地域、家庭の教育のことも含めての 推進というわけでございます。

したがいまして、私どももある意味では、試行 錯誤の部分もあったり、学校教育の現場でもそう であろうと思います、教材の研究だとか、そういっ た大変な状況の中で、地域教育、家庭教育につき ましても、やはり先ほども申しましたが、国民的 な課題としてやっていただく。そのための分析と か、私どもの研究も十分しつつ、そして長崎の教 育方針、教育努力目標というものも今あわせて私 どもも研究もいたしております。そういったこと の中にどう推進されていくかということも取り入 れながら、そして、ねらいとするものの、まず基 礎的なことをしっかり取り組んでいこうと、そし て教育につきましては、それぞれ長い歴史と今後 変わろうとする部分があろうかと思いますが、こ れにつきましては、すぐに変わるということでも なく、やはりその蓄積、積み重ねでいろんな部分 が進んでいくという部分もございますので、そう いった意味でも、私ども教育委員会といたしまし ても真剣に取り組み、そして、この大切な時期を、 それこそ皆さん方といいましょうか、それぞれの 立場の方とも連携を図りながら推進をしていきた いと、そういったことで考えているところでございます。

以上でございます。

14番(毎熊政直君) これ以上、押し問答をしていてもなかなか先に進まないようですので、教育長にお願いをします。

教育長、先ほどいろいろ、総合的な学習とか、 ゆとりの学習とかおっしゃっていただきました。 しかし、現実は、現場サイドは、今はまさに小学 校、中学校は運動会のシーズンです。ことしの運 動会は予行練習もできなかった、練習もできなかっ た、ぶっつけ本番の学校が大変多いんですよ。そ ういう練習をしたりする時間がもうないわけです。 しかし、練習をしたり、予行練習をするのが、ま た運動会の一つの目的でもあると私は思います。

そしてもう一つは、例えば学校公開とか授業参観、これも今度は土曜日が休みになったために平日にしなくてはならない。平日は父兄がなかなか集まらない。だから、授業参観はだんだん減っていくんではないですか。このゆとりという言葉の裏腹に、子どもたちにそういうしわ寄せがきているんです。ぜひそこら辺を教育委員会の指導力で、確かに意思を持ったすばらしい先生もたくさんいらっしゃいます。その先生たちが本当に子どもたちのための教育をしていただけるような方針を、指導力を教育委員会にぜひ発揮していただくようにお願いを申し上げておきます。

それと、市長にこれはお尋ねしたいんですけれ ども、今、教育と、きのうも前田議員が言ってお りましたけれども、子育て支援、これを相かませ る。例えば市長部局と教育委員会というものの、 要するに組織の垣根をちょっと越えていただいて、 例えば福祉の中の子育て支援と、この教育委員会 が持っているこの教育力の向上というものを、2 つの力を合わせて、そして子どもに関する施策の 一元化ということで、例えば幼稚園や保育所また は在宅の有無にかかわらず、一貫した子育て支援 システムが必要であるということは、もう昨今、 大変言われていることでございます。それで、福 祉部や教育委員会の垣根を越えた組織や執行体制 をつくっていただける、例えば子ども支援教育課 とか、そういうものを文部科学省、厚生労働省と の垣根があるかもしれんけれども、長崎市独自の

教育方針として、そういう新たな課を創出してい ただけるお考えはないか、お尋ねいたします。

市長 (伊藤一長君) 毎熊議員の組織機構の問題 に絡んだ再質問でございますけれども、毎熊議員 さんも、議場の方々も、傍聴の方々もそうですけ れども、子どもの子育て一つを取りましても、乳 児期から幼児期から、そして義務教育のときから ずっとあるわけでありまして、その中で、縦割り 行政の表現をかりれば、保健のセクションがあっ て、福祉のセクションがあって、教育委員会のセ クションがあるということになるわけでして、そ れを子どもをたくましく、過ちのないように、そ して、けががないように、大病を煩わせないよう に育てるということを含めた一つのラインとして のそういう組織をきちっとしてつくっておくべき ではないかと、また、つくる時代にきているので はないかと、私は方向としてはよく理解できるん ですが、実際の仕組みとしては、乳幼児期の子育 て一つを取りましても、昨日からの一般質問等も 含めて、さまざまな問題が実はあるわけでありま して、それと義務教育の過程の中の問題を一つの ラインでどっかの部局できちっとしなさいと、柱 は理解できるんですが、実際にそれをやるとなっ たら、今度は人材の問題も含めて、きのうは割愛 ということも出ましたけれども、相当難しい問題 があるのではないかなと、むしろ現在の機構とか、 そういうものをきちんと、お互いの守備範囲をき ちんと守りながら、あとは横の連携をちゃんと取 ると、もしできなかったら企画部とか総務部とか、 そういうものが中に入って連携を密にするという ことの方が私はむしろスムーズにいくのかなとい う感じがしてなりません。

先ほど幼保一元化の問題で高瀬議員さんが質問されましたが、その問題と今のご指摘は違うようでありまして、それぞれの部署がちゃんとすれば、私は、あとはちゃんとして、そして横の連携を密にすればできることではないかなというふうに、私は、今の突然の質問でございますけれども、そういうふうな感じがいたします。

ただ、前段の教育長さんとのやりとりにつきましては、もう一度、私どもも、教育委員会は独立した機関でございますが、行政の立場から、もっと週5日制でゆとりがあることはいいんだけれど

も、学校の現場、子どもたちにしわ寄せがいかないように、行事等も含めて、子どもたちの教育内容の充実も含めた、そういうものをきちんとしていくということは、私は、これは根幹にかかわる問題でございますから、私に対する主質問ではございませんでしたけれども、これは先ほどの教育長さんとのやりとりも含めて大事なことだなと思いますので、私どもも整理をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

14番(毎熊政直君) ありがとうございます。

市長、ぜひその中にも、今は、まさに親が子どもとの接し方が全くわからなくて、どうすればいいか迷いを生じている父兄の方もたくさんいらっしゃると思います。そういう方々にも本当に一つの方針を示していただけるような教育委員会なり、また、行政力なりをぜひ指導力を高めていただきたいとお願いを申し上げます。

時間がなくなってきましたが、まず緑の基本計画について端的に再質問をさせていただきます。 確かに、すばらしい冊子、すばらしい基本計画の 文章は読ませていただきました。

部長、今まで長崎で街路樹にしても、例えばナンキンハゼが従来ありましたね。今は、いつの間にかナンキンハゼが消えてしまっている。そして街路計画にしても、公園計画にしても、樹木にしても、例えば市民の声が、葉が落ちる、毛虫が落ちるということで、その都度その都度、木を切ったり、また、緑が不足しているから緑の樹木をふやしてくれということで、今まで一貫性がなくして、そういう声に振り回されながら長崎市独自の本当に緑の基本計画、基本方針というものが私はあったのかなと思われます。

そして、ましてや長崎市の花・アジサイということで、これにもこうしてあるんですよ。長崎市の木・ナンキンハゼとしてあるんです。しかし、私ばかりではないでしょう、長崎市で今、アジサイを至るところで目にかかるような状態ですか。ですから、今からぜひこういうことを原点に返って、長崎市の花・アジサイが、おたくさがたくさんふえるように、そしてまた、街路樹も例えば34号線があります、新しい日見バイパスができました。左端は違う木でAという木、中央分離帯はま

た違う木、右側はまた違う木というふうにあります。これを長崎市が率先して、例えば国土交通省とか県に訴えて、樹木を一元的に管理をさせていただくと、予算等をいただいてですね。それを国土交通省に積極的に私は訴えてほしいと思います。

実は、34号線で国土交通省が除草とか剪定をやり出したのが、5月9日にやり出したんですよ。5月の連休に長崎にたくさんのお客さんがお見えになるとき、あそこの中央分離帯は草ぼうぼうでした。これを長崎市が主導権を持ってやれるようにするためには、国土交通省に、全国で実際にやっているところがあるんですよ、3都市。国土交通省から助言・指導してもらって、そういう都市もあるんですから、そういう都市がどういうやり方で国土交通省から一元化に向けて努力されたかよく研究をしていただいて、長崎市もぜひそういうふうにやってもらいたい。

そうしないと、先ほどの巨木も一緒、巨木も今までは近所から葉が落ちるからといって枝を切りに行き、台風で折れかかりそうだからというときに、また枝を落としに行く。本当にこの200年、300年という樹木を、これをまた100年後、200年後の長崎に生息をさせようという継続的な管理体制が今現在あるのか、私は理解できていない。そこら辺を今後、どう長崎のこの巨木を、これは長崎のシンボルなんですよ、ある意味で言えば。長崎の歴史を300年なり、500年なりずっと見てきた由緒ある木と私は考えます。

そういう面で、もう時間がないから、市民一人ひとりのグリーンゾーンというものを、地形的あれがありますから他都市との比較はしなくていいにしても、今より少しでも市民1人に対する緑の部分がふえるような政策を継続的にやっていただきたいと強く要望します。

コメントがあれば若干ください。

市長 (伊藤一長君) 時間がありませんので、基本的には、毎熊議員の熱意と全く私は同感でございます。今後とも、国、県に対しまして強く私どもも引き続き要請を続けたいというふうに思います。

以上でございます。

議長(鳥居直記君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。